【誤りやすい事例 ⑩ - 申告書第 11 表の付表4関係 - 】 保険事故が発生していない生命保険契約(みなし相続財産:契約者が相続人)

私(税務幸子)は、父(国税太郎)の死亡保険金として、△△生命から3,000万円を受け取りました。このほか、△△生命との間には、<u>私を保険契約者・被保険者</u>とする生命保険契約について、父が生前、保険料を負担していたものがあります。

なお、この生命保険契約については、相続開始の時において、その契約を解約するとした場合に支払われる解約返戻金相当額は450万円となっています。

							1			9 表
		遺贈によって取得し 、相続人やその他の。				チのしてわるか	メルム伊珍ム	. 487776	18/4/716/125 NG	
		、相続人やその他の。 び特定の生命共済金:					の土町体験年	1、 似音团	ド 吹失 がり 外	
0.1	mA A 1-11	540 J. 14.	15. 75. 16	Al AN 5 7	44 ST 11 to 11 1	7 77 77			17 6	-
保	灰 会 社	:等の所在地	保険会	社等以名	称 受取年月			受収。	人の氏名	
ΔΖ	/区 〇	○2 丁目×番	· △△生命	命	▲ · 7 · 1	30,000	0,000	税務	幸子	
$\overline{}$										
	相	目続税がた	かかる	財産の	明細書					
		(事業(農業)用	財産・家庭用	財産・その他の	の財産用)	被相	続人の氏名	国	税太	郎
		の明細書は、相続税が	ぶかかる財産(相							•
		の明細書は、相続税が 産の明細を記入しまっ	がかかる財産(相 す。		適用財産を除きま		ド 業(農業)用印	は産、家 庭	延用財産又は	その他
		の明細書は、相続税が	がかかる財産(桁 す。 産	用統時精算課稅前			■ 多 「 「 「 「 「 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	財産、家庭)割がる		その他
		の明細書は、相続税が 産の明細を記入しま 財	がかかる財産(杯す。 産 財産	日純時精算課税資 の名称等	適用財産を除きま		本業(農業)用印 文 財産	は産、家 庭	延用財産又は	その他財産
	の財産	の明細書は、相続税が 産の明細を記入しま 財 組 目	がかかる財産(杯す。 産 財産	用統時精算課稅前	適用財産を除きま	和 僧の	本業(農業)用印 文 財産	財産、家庭 分割 が 4 ※を取得	送用財産又は 確定した	その他財産
	の財産	の明細書は、相続税が 室の明細を記入しま 財 細目 特例 国外	がかかる財産(杯す。 産 財産	日純時精算課税資 の名称等	適用財産を除きま	細 僧 類 (円)	本業(農業)用印 文 財産	財産、家庭 分割 が 4 ※を取得	送用財産又は 確定した	その他財産
	の財産	の明細書は、相続税が 室の明細を記入しま 財 細目 特例 国外	がかかる財産(杯す。 産 財産	日純時精算課税資 の名称等	適用財産を除きま	細 僧 類 (円)	本業(農業)用印 文 財産	財産、家庭 分割 が 4 ※を取得	送用財産又は 確定した	その他財産
	の財産	の明細書は、相続税が 室の明細を記入しま 財 細目 特例 国外	がかかる財産(杯す。 産 財産	日純時精算課税資 の名称等	適用財産を除きま	細 僧 類 (円)	本業(農業)用印 文 財産	財産、家庭 分割 が 4 ※を取得	送用財産又は 確定した	その他財産

第9表に支払を受けた 保険金3,000万円を記入 しました。

誤

なお、父が保険料を負担し、私を保険契約者・被保険者とする生命保険契約については、その保険契約に係る保険金は受け取っておらず、相続税の課税対象とはならないと考え、第9表及び第11表の付表4には記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

生命	保険金な	どの明細書	1	波相続人	国税 才	太郎	第 9	
この表は	は、相続人やその他の	たものとみなされる保険金 人が被相続人から相続や遺贈に などを受け取った場合に、その	よって取得したもの		:命保険金、損害(呆険契約の死	表	
保険会	生等の所在地	保険会社等の名	称 受取年月日	受 取 金	額受取	人の氏名		
)○2 丁目×番	△△生命	▲ · 7 · 11	30,000,00	00 税務	幸子		
	の明細書は、相続税が 産の明細を記入しまっ 財	かかる財産(相続時精算課税道 た。 産 の	質用財産を除きます 	。)のうち、事業(細		業)用財産、家庭用財産又はそ 分割が確定した財		
項番	組 日 特 例 国外	財産の名称等 財産の所在場所等	数量 単 4	倍数 (円)	財産を取得した人の番号	取得財産の個別		
	生命保険契約 に関する権利	△△生命			3	4,500,0	00	
			-					
1								

を負担し、かつ、被相続人 以外の人(あなた)が保険料 契約者であるものがある 場合には、その生命保険 の契約者が相続又は遺贈 により「生命保険契約に 関する権利」を取得した ものとみなされます(み なし相続財産)。

したがって、第11表の付表4に「生命保険契約に関する権利」として解約返戻金相当額を記入します。

○ 生命保険契約に関する権利(みなし相続財産)

被相続人が保険料を負担し、被相続人以外の人が契約者となっている生命保険契約で、相続開始の時において、まだ保険金の保険事故が発生していないものは、その生命保険の契約者が相続又は遺贈により「生命保険契約に関する権利」を取得したものとみなされます。

なお、「生命保険契約に関する権利」の評価については、誤りやすい事例②をご覧ください。